

平成 30 年 6 月 22 日付け

寿都町宛て

本事業は、事業者である後志管内寿都町が同町及び黒松内町の約 675ha を事業実施想定区域として、最大出力 49,000kW 程度 (2,000~3,500kW×最大 14 基) の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のままとりの場のほか多数の住居や福祉施設等が存在している。また、事業実施想定区域内では、複数の町営風力発電所 (総定格出力 16,580kW、合計 11 基。以下「既設町営風力発電所」という。) が稼働している。

以上を踏まえ、事業者は、次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を回避又は十分に低減すること。

## 1 総括的事項

(1) 本配慮書において事業者は、計画段階配慮事項の全般にわたり、重大な環境影響は回避又は低減できると評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価である。このため、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書の事業実施想定区域の設定に当たり、地域との合意形成、事業採算性などの事業特性や他民間事業者による風力発電計画等を勘案して、複数案からの絞り込みを行ったとしているが、重大な環境影響を回避又は低減する観点からの検討過程の説明が不十分となっている。このため方法書ではその過程について理由を含めて具体的に記載すること。

(3) 事業実施想定区域内では設置時期の異なる複数の既設町営風力発電所が稼働しているが、当該風力発電所の更新と本事業との関係が明らかにされておらず、本事業との累積的影響がどのように生じ、その結果重大な環境影響が生じるおそれがあるかという観点からの検討がなされていない。このため、方法書においては、既設町営風力発電所と本事業の関係性、特に本事業において既設町営風力発電所の更新がどのように位置づけられるのかを明らかにした上で、既設町営風力発電所との累積的影響が生じるおそれがある場合は、関連する環境要素に係る累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 本事業において、風車の設置に係る工事に加えて、既設町営風力発電所の風車の撤去工事が行われる場合は、工事工程の工夫により工事の集中を避けるなど、工事の実施に伴う環境影響を可能な限り低減すること。

(5) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民や関係機関等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居や福祉施設等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波

音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、既設町営風力発電所によるこれらの環境影響を客観的に検証するとともに、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から十分に離隔すること。

## (2) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、希少鳥類等の生息情報があることから、専門家等からの助言を得ながら、これら鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

また、専門家等からの助言を得ながら、動物相を的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

## (3) 植物及び生態系

事業実施想定区域には、自然度の高いエゾイタヤシナノキ群落、海岸植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

また、専門家等からの助言を得ながら、植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

さらに、生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

## (4) 景観

本配慮書では、主要な眺望点として、関係自治体や観光協会のホームページで紹介されている展望施設等を選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、他の施設や場所等についても利用実態等を把握した上で、必要に応じて主要な眺望点として選定すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。